



まちなかで新たに店舗や事務所を開業する事業者を応援します。

まちなかで新たに店舗やオフィス等を開業し、新たな魅力創出に寄与する事業者を対象に、店舗等の改修や備品購入に係る経費の一部を最大で120万円を上限に補助金(補助率:1/2)を交付します。

申請期間

令和5年4月1日から令和6年2月29日まで
※令和6年3月31日までに事業が完了し、支払いが完了となるものが対象です。

対象者

次に掲げる全ての条件に該当し、事業開始前に申請の上、審査の結果、採用となった方が対象です。

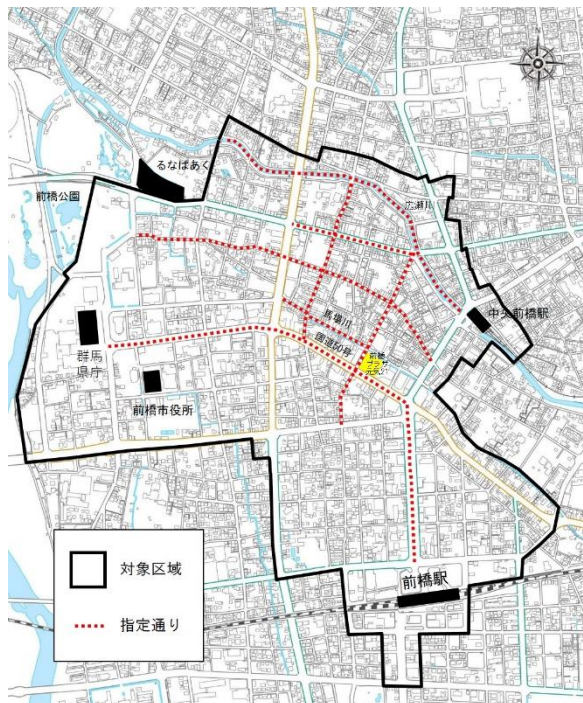
- 対象区域(下記参照)で新たに開業し、魅力創出に寄与する意欲があること
- 週4日以上かつ1日あたり2時間以上の営業を行うこと
- 風営法関連業種でないこと。
- 前橋市アーバンデザインについて内容を理解している。

補助要件

対象区域内の指定通り(下記参照)に面する1階店舗等で事業を実施する場合は、中小企業診断士の診断と(一社)前橋デザインコミッションの審査があります。

対象区域

前橋市アーバンデザイン
策定区域内(約158ha)



対象経費

- ・ 店舗等の改装工事に係る費用(内装、外装、空調、給排水設備工事等)
- ・ 店舗等で使用する耐用年数1年以上で取得価額1品が10万円以上の備品購入費

※税抜額が対象となります。
※いずれも市内業者への発注が条件です。

補助金額

補助対象経費(税抜額)の2分の1以内の額
【上限額】

区分	補助上限額	
	昼間主	夜間主
指定通り以外の2階以上及び地下	50万円	25万円
指定通り以外の1階 指定通りの2階以上及び地下	80万円	40万円
指定通りの1階	100万円	50万円
指定通りの1階かつ店舗面積が100㎡以上	120万円	60万円

※昼間主とは午前8時から午後3時までの間で2時間以上営業する方で、夜間主は昼間主以外の方です。

お問い合わせ

前橋市 産業経済部 にぎわい商業課

TEL: 027-210-2188 FAX: 027-237-0770

E-mail: nigiwai@city.maebashi.gunma.jp

補助金交付までの流れ

①事前相談(要件等の確認)

②交付申請書の提出

③書類審査・現地確認
指定通り1階に面する店舗等で開業する方は、右記のとおり診断・審査があります。

④交付決定

⑤事業実施(着工・発注)

⑥事業完了、業者への支払い、開業

⑦実績報告書の提出

⑧現地確認・交付金額確定

⑨補助金の支払い

交付申請時の提出書類

- 交付申請書(様式1号)
 - 事業計画書(様式2号)
 - 収支予算書(様式3号)
 - 収支計画書(様式4号)
 - 資金計画書(様式5号)
 - 同意書兼誓約書(様式6号)
 - 設計図書等
 - 営業の内容が分かる資料
 - 対象経費の見積書
 - 工事前写真
 - 備品の詳細が分かる資料
 - 出店場所が分かる資料
 - 登記簿謄本(法人)／履歴書及び身分証(個人)
 - その他参考となる書類
- <開業予定地が指定通りに面する1階の店舗の方>
- 中小企業診断士の診断・助言申請書
 - 前橋市アーバンデザイン適合審査・助言申請

診断・審査について

- ①中小企業診断士による診断
市が指定する中小企業診断士による経営に関する対面診断を実施します。
- ②アーバンデザイン適合審査
官民協働で策定したまちづくりの指針であるアーバンデザインへの貢献や建物の使い方について対面による審査をします。
※上記結果をもって交付決定を行うため、交付決定まで1カ月程度がかかります。

実績報告時の提出書類

- 実績報告書(様式14号)
 - 事業報告書(様式15号)
 - 収支決算書(様式16号)
 - 開業物件の権利関係の分かる書類の写し
 - 工事後写真
 - 購入備品の写真
 - 補助事業に係る領収書の写し
 - 又はその他支出を証すると認められる書類の写し(振込明細書等)
 - 資格、許可等の写し
 - その他参考となる書類
- ※交付要項・申請書は、前橋市HPからダウンロードできます。(表面右上QR参照)

【注意事項】

- 予算額に達した時点で、受付を締切ります。
- 事業の開始前に申請が必要です。
- 職員による現地確認については、申請者の立ち合いが必要です。
- 補助事業の遂行に関する説明及び実地調査を求められた場合は、これに応じなければなりません。

その他詳しい条件等は令和5年度前橋市まちなか開業支援補助金要項をご確認ください。

にぎわい商業課は前橋プラザ元気21の1階に事務所があります。お気軽にお越しください。

